

# 新町まちづくり計画

平成16年12月22日

柿木村・六日市町合併協議会

# 【目 次】

序 章	
1 これまでのまちづくりと今後の課題	1 頁
(1) 2 町村のこれまでの取り組み	1 頁
(2) 今後の課題	1 頁
2 合併の必要性	2 頁
3 計画策定方針	3 頁
第 1 章 新町の概要	
1 地域の歴史	4 頁
2 位置・地勢・気候・面積	4 頁
3 人口と世帯	7 頁
4 産 業	8 頁
第 2 章 主要指標の見通し	
1 人口	11 頁
2 世帯	13 頁
第 3 章 新町建設の基本方針	
1 新町の将来像	14 頁
2 将来像を実現するための三つの柱	15 頁
3 まちづくりの方向	17 頁
第 4 章 新町のまちづくり施策	
1 主要施策	19 頁
2 重点施策	33 頁
3 行財政運営の効率化	36 頁
第 5 章 新町における県事業の推進	38 頁
第 6 章 公共施設の統合整備	40 頁
第 7 章 財政計画	41 頁

# 序 章

## 1 これまでのまちづくりと今後の課題

### (1) 2町村のこれまでの取り組み

柿木村は、村制発足以来115年の歴史を持ち、住民が健康で物心両面にわたる豊かな生活をおくることを基本に営まれてきました。そのような中、有機農業の本来の姿を見つめなおし、あるべき「農業」「食のあり方」「暮らし方」の再確認をしながら、「自然との共生」「人と人の共生」「むらとまちの共生」に努めてきました。

全国的に、農業は後継者問題など取り巻く様々な環境の中にあって大変厳しい状況ですが、安全で美味しい本物志向の食べ物へのニーズの高まりにより、有機農業による農産物の商品価値は高まりつつあります。

六日市町は、高津川源流に位置し、「水源の町」という言葉に代表されるように、水と緑の資源に恵まれています。

また、中国自動車道・六日市インターチェンジを有しており、高速交通体系を活かした山陽方面をはじめ都市部との経済・文化・産業交流の役割を果たしてきました。

一方、大規模な総合病院や、介護福祉・看護等の人材育成のための専門学校を誘致し、医療や保健・福祉施設の集積を進め総合的な福祉・医療システムの形成に努めてきました。

### (2) 今後の課題

#### 人口減少・少子高齢化の進行

国勢調査結果（平成12年確定値）によれば、2町村の人口は8,179人と減少傾向が続いています。高齢者人口（65歳以上）の割合が高く、逆に、年少人口（14歳以下）の割合は縮小を続けて、少子高齢化を顕著に物語っています。

人口減少や少子高齢化の急速な進行は、地域活力の低下、医療・福祉等社会保障関係費用の増大など問題が深刻化しています。

#### 地域産業の停滞と雇用不安

昭和45年以降農林業は、全国的にその力を極端に落として、地域経済を衰えさせてきました。2町村の農林業も低迷し、年間の総生産に占める割合も3%程度です。

また、地域経済を支えてきた一つである公共事業が減少する中、雇用機会に対する不満や不安が高まっています。一方では農業等の後継者不足が深刻化しています。

---

【有機農業】化学肥料や農薬の使用を控え、有機肥料を利用して安全で味のよい食料の生産を目指す農業、また、農法

農林業の再生と、産業の創出を図ることで地域における雇用の確保と地域経済の活性化が求められています。

地方交付税に依存する厳しい財政運営

2 町村の財政状況は、いずれも自主財源に乏しく、今後税財政の三位一体の改革が進む中徹底した行財政改革が求められています。

## 2 合併の必要性

### (1) 財源不足が懸念される厳しい財政運営への対応

国の厳しい財政状況の中で、三位一体の改革による地方交付税等の見直しによって交付額の減少が進むことが予想され、自主財源に乏しい2 町村においてはいずれも厳しい財政運営が予測されます。

合併による徹底した行財政改革を進め財政の健全化を図り、弾力的で足腰の強い行財政体制を確立し、地域の実情を踏まえた効率的な行財政運営が必要です。

### (2) 自主性・自立性を持った行政への対応

地方分権 が推進され市町村は自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に応じた行政を執行していく能力が求められています。

また、市町村への権限移譲が進み、これに対応するための財源や、人材の確保が求められる一方住民との協働も欠かせないものとなります。

新たな行政課題に住民と行政が両輪となって対応することが必要です。

### (3) 地域をさらに発展させるために

合併することは、お互いの町村に不足する部分を補完するものでなければなりません。

これまで2 町村が進めてきた特色あるまちづくりを結集し、他の自治体の住民からも住んでみたいと思われるようなまちづくりをする必要があります。

---

【地方分権】 権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

### 3 計画策定方針

#### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、徹底した行財政改革を進めながら、これまで両町村が進めてきた特色あるまちづくりを維持・発展させ、新町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、均衡ある発展に資することを目的として策定します。

なお、本計画は新町のマスタープラン（基本計画）となるものであり、より具体化される事業内容等の実施計画については、本計画を基礎として新町において策定される総合振興計画に委ねることとします。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10年間の平成27年度までとします。

#### (3) 計画の構成

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づき、新町を建設するための「基本方針」、基本方針を実現するための「主要施策」、新町における「県事業の推進」「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

#### (4) その他

新町建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的な視野に立つものとしします。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備することとします。

また、財政計画については、地方交付税、国・県補助金、地方債等を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われることを基本に策定することとします。

# 第1章 新町の概要

## 1 地域の歴史

### (1) 歴史

この地域は、古くから吉賀地方と呼ばれ藩政時代は吉賀三領「上領」「中領」「下領」に属し、参勤交代にも使われた主要街道筋で宿場町でもありました。

受け継がれてきた多くの伝統芸能や文化資源があり歴史の重みを感じさせます。

また、当地域の気候と清水により生み出される美味しい米は、藩主の食する御米として徴用されたと言われており清流に恵まれた土地でもありました。

### (2) 町村の歴史的形成

明治21年4月に市制・町村制が公布され翌22年4月施行されました。柿木村は明治22年4月1日村制を施行して以来、行政区域を変えることなく現在に至っています。

六日市町は、市制・町村制が施行された当時七日市村、朝倉村、六日市村、蔵木村の四村でした。六日市村は昭和22年11月3日に町制を施行し、その後昭和29年12月1日朝倉村・蔵木村と合併、また昭和31年9月30日七日市村と合併し現在に至っています。

## 2 位置・地勢・気候・面積

### (1) 位置と地勢

新町は、島根県の西端に位置し、中国自動車道のインターチェンジを有した島根県の西の玄関口です。

1,263mの安蔵寺山を代表するように険しい山々に囲まれた自然豊かな中山間地域です。また、新町を源流とする高津川とその支流に沿い耕地が開けています。



代表的な山

名称	標高
安蔵寺山	1,263m
筋ヶ岳	1,004m

代表的な河川

名称	町内流路延長
高津川	40Km

## (2) 気候

気候は、典型的な山陰型を示し、年間の平均気温は13.3程度、降水量は1,900mm前後です。冬期間は厳しい冷え込みと積雪により農作物の作付けは大きく制限され、裏作栽培は殆ど行われていません。また、その他の産業面や生活面でも大きな負担を強いられています。

(3) 面積

総面積は336.29km<sup>2</sup>で、面積は県全面積(6,707.34km<sup>2</sup>)の約5.0%にあたります。

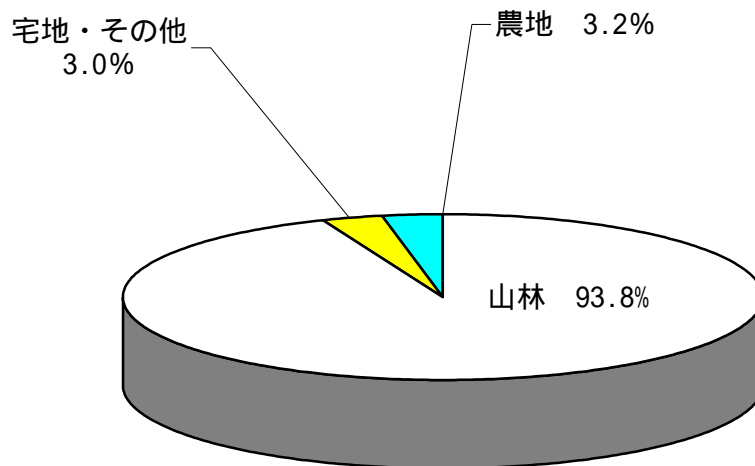
また、総面積のうち山林が9割以上を占め、典型的な中山間地域です。

総面積の内訳

上段：面積(km<sup>2</sup>)・下段：割合(%)

	山林	農地	宅地・その他	合計
総面積	315.53 (93.8)	10.84 (3.2)	9.92 (3.0)	336.29

資料：平成15年度固定資産税概要調書





### 3 人口と世帯

#### (1) 人口

総人口は平成12年国勢調査(確定)によると8,179人で、平成7年調査と比較すると421人減少し昭和60年以降では平成2年に続く大きい数値となっています。

人口の年齢構成は、0～14歳13.5%、15歳～64歳51.1%、65歳以上35.5%であり、子供を産む世代の減少と、出生率の低下にともなう子供の数の減少で将来の人口変動に大きく影響することが危惧されます。一方では、高齢化率が増加の一途をたどっています。

総人口(3区分年齢別)の推移

単位：人・%

区 分		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
柿木村		2,547	2,440	2,337	2,243	2,103	1,940	1,848	
六日市町		7,120	6,682	7,078	6,922	6,622	6,660	6,331	
総人口(人)		9,667	9,122	9,415	9,165	8,725	8,600	8,179	
増減率(%)			5.6	3.2	2.7	4.8	1.4	4.9	
内	0～14歳	人口	2,202	1,835	1,777	1,679	1,429	1,281	1,101
		割合	22.8	20.1	18.9	18.3	16.4	14.9	13.5
	15～64歳	人口	6,079	5,737	5,926	5,404	4,885	4,619	4,176
		割合	62.9	62.9	62.9	59.0	56.0	53.7	51.1
訳	65歳以上	人口	1,386	1,550	1,712	2,082	2,411	2,700	2,902
		割合	14.3	17.0	18.2	22.7	27.6	31.4	35.5

資料：国勢調査

出生児数・出生率の推移

単位：人・%

区 分		昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成14年
柿木村	出生児(人)	19	23	12	14	11
	出生率(%)	8.1	10.6	6.0	7.4	6.0
六日市町	出生児(人)	75	60	56	49	34
	出生率(%)	10.6	9.0	8.6	7.5	5.5

資料：島根県保健統計書

【出生率】人口1,000人に対する一年間の生産児数の割合(10月1日現在の人口基準)

合計特殊出生率 の推移

単位：人

区 分	昭和58～62年平均	昭和63～平成4年平均	平成5～9年平均	平成10～14年平均
柿木村	2.36	2.89	1.98	1.88
六日市町	2.42	2.39	1.91	1.79

資料：厚生労働省人口動態統計

(2) 世帯

世帯数は平成12年国勢調査までの10年間で3.6%増加しており、核家族化等を反映する数値となっています。

総世帯数の推移

区 分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
柿木村	658	665	671	647	624	641	637
六日市町	2,113	2,070	2,229	2,222	2,197	2,261	2,285
世 帯 数	2,771	2,735	2,900	2,869	2,821	2,902	2,922
増 減 率		1.3	6.0	1.1	1.7	2.9	0.7

増減率は総人口の前回比

資料：国勢調査

## 4 産 業

産業構造を平成12年度の町内総生産(2町村の合計)で見ると、第一次産業3.3%、第二次産業33.3%、第三次産業63.4%で第三次産業が中心となっています。

また、政府サービスの割合が比較的高く18.6%を占めています。

平成12年度の産業別就業人口比率でも、第一次産業19.3%、第二次産業32.5%、第三次産業48.2%と第三次産業が半数近くを占めています。

---

【合計特殊出生率】一人の女性が生涯に産む子どもの数を、統計上で表したものの

町村内総生産の内訳

区 分	柿 木 村		六 日 市 町		合 計	
	実 数 (百万円)	構成比 (%)	実 数 (百万円)	構成比 (%)	実 数 (百万円)	構成比 (%)
産 業	3,711	70.0	17,859	81.6	21,570	79.3
農林水産業	254	4.8	647	3.0	901	3.3
農業	100	1.9	570	2.7	670	2.5
林業	115	2.2	73	0.3	188	0.7
水産業	39	0.7	4	0.0	43	0.1
鉱業	-	-	-	-	-	-
製造業	205	3.9	4,918	22.4	5,123	18.8
建設業	1,490	28.1	2,446	11.2	3,936	14.5
電気・ガス・水道業	37	0.7	177	0.8	214	0.8
卸売・小売業	257	4.8	966	4.4	1,223	4.5
金融・保険業	120	2.3	475	2.2	595	2.2
不動産業	637	12.0	2,170	9.9	2,807	10.3
運輸・通信業	250	4.7	1,053	4.8	1,303	4.8
サービス業	461	8.7	5,007	22.9	5,468	20.1
政府サービス生産者	1,432	26.9	3,616	16.5	5,048	18.6
対家計民間非営利サービス生産者	162	3.1	422	1.9	584	2.1
市町村内総生産 + +	5,305	100.0	21,897	100.0	27,202	100.0
第一次産業	254	4.8	647	3.0	901	3.3
第二次産業	1,695	32.0	7,364	33.6	9,059	33.3
第三次産業	3,356	63.2	13,886	63.4	17,242	63.4

資料：平成12年度しまねの市町村民経済計算

【市町村民経済計算】市町村における経済活動の実態や動向を把握するとともに市町村間の経済構造の相違を明らかにする経済指標

【政府サービス生産者】国、県、市町村などの出先機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や事業団等を含む

【対家計民間非営利サービス生産者】私立学校や公立性の高い私立病院、労働組合、宗教団体等

産業別15歳以上就業者数(平成12年)

区 分	総 数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	(人)	実 数 (人)	比 率 (%)	実 数 (人)	比 率 (%)	実 数 (人)	比 率 (%)
柿 木 村	1,016	236	23.2	355	35.0	425	41.8
六日市町	3,055	550	18.0	968	31.7	1,537	50.3
就業者数	4,071	786	19.3	1,323	32.5	1,962	48.2

注) 総数には分類不能を含む

資料: 国勢調査

## 第2章 主要指標の見通し

### 1 人口

将来のまちづくりを検討していくにあたって重要な指標となる人口推計は、島根県中山間地域研究センターの数値をもって検討しました。当センターの推計値算出は、平成7年と平成12年の国勢調査結果に基づくコーホート変化率法で行っています。但し、この数値では、合計値に微妙な誤差が発生することから、過不足を生じないように端数処理をしています。

#### (1) 総人口

新町の総人口は、国勢調査結果（平成12年確定値）8,179人を基に推計した平成17年（合併時）は7,762人、平成27年には6,753人と推計され10年間で1,009人約13%の減少が予想されます。

#### (2) 年齢別人口

平成12年の年少人口（0～14歳）1,101人を基に推計した平成17年（合併時）は973人、平成27年には813人になると推計され10年間で約16%の減少となります。

一方、高齢者人口（65歳以上）をみると、平成12年の2,902人を基に推計した平成17年（合併時）2,927人、平成27年には2,808人になると推計され10年間で約3%と減少幅は少なくなっています。しかしながら、総人口に占める割合では、平成17年（推計値）の37.7%が、平成27年（推計値）には41.6%と、総人口の大幅な減少傾向に伴い、高齢者人口の割合は増加傾向をみせています。

このように、少子高齢化の更なる進行が予測され、人口減少に歯止めをかける施策とあわせて、少子高齢社会に対応したまちづくりに取り組む必要があります。

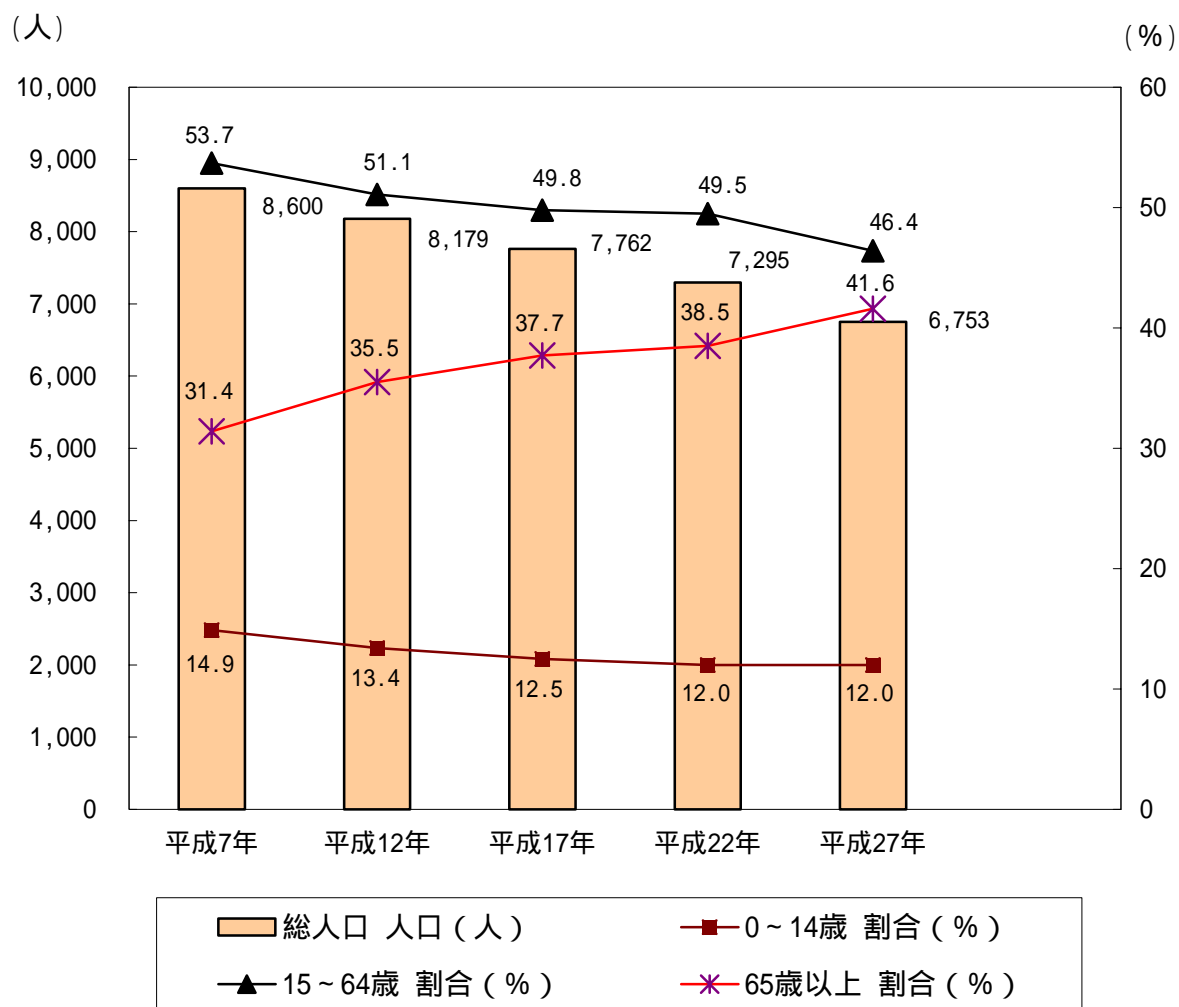
---

【コーホート変化率法】コーホート変化率法は、ある国勢調査年次及びその直後の国勢調査年次の年齢階層5歳毎人口に基づき、年齢階層5歳毎の男女別で国勢調査間の変化率を計算し、それらの変化率が将来或いは過去においても不変であると仮定し、将来過去の年齢階層5歳毎にその変化率を順次適用して人口を推計する方法です。

		実績値		推計値		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	人口(人)	8,600	8,179	7,762	7,295	6,753
0~14歳	人口(人)	1,281	1,101	973	878	813
	割合(%)	14.9	13.4	12.5	12.0	12.0
15~64歳	人口(人)	4,619	4,176	3,862	3,608	3,132
	割合(%)	53.7	51.1	49.8	49.5	46.4
65歳以上	人口(人)	2,700	2,902	2,927	2,809	2,808
	割合(%)	31.4	35.5	37.7	38.5	41.6

資料：国勢調査・島根県中山間地域研究センター

### 新町の人口予測



## 2 世 帯

新町の総世帯数は、国勢調査結果（平成12年確定）2,922世帯を基に推計した平成17年は（合併時）2,848世帯、平成27年には2,668世帯と推計され10年間で180世帯の減少が予想されます。

核家族化等の進行により、1世帯当たり人員は減少することが予想されますが、人口の大幅な減少に伴い、世帯数も減少することを示しています。

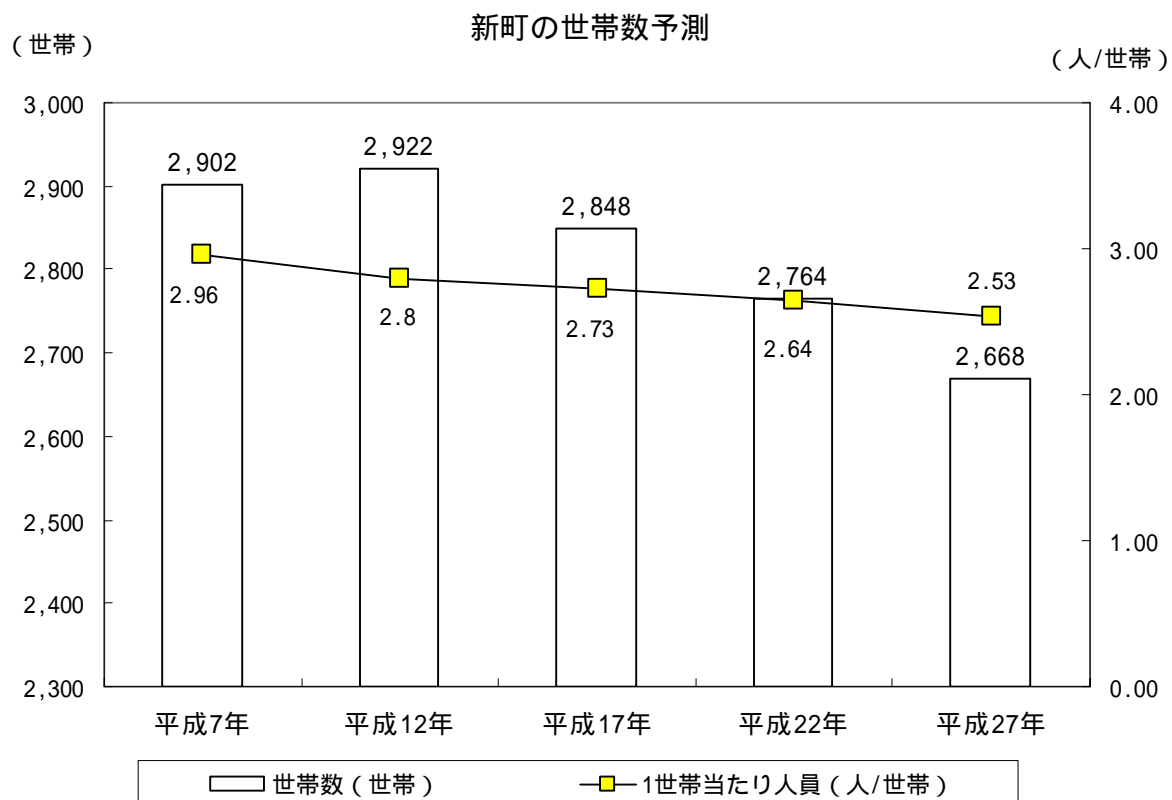
### 《設定基準》

平成12年国勢調査人口と第2章「人口」において求めた各年の推計結果人口とを比較し、その減少率の半分をもって世帯数の推計をしました。

	実 績		推 計 値		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	8,600	8,179	7,762	7,295	6,753
世帯数（世帯）	2,902	2,922	2,848	2,764	2,668
1世帯当たり人員（人/世帯）	2.96	2.80	2.73	2.64	2.53

資料：国勢調査・島根県中山間地域研究センター

### 《推計結果》



## 第3章 新町まちづくり計画の基本方針

### 1 新町の将来像

新町は、効率的で健全な行財政運営の取り組みを行うことを前提に、少子高齢社会への対応や農林業の再生をはじめとした産業振興などの地域課題を解決する諸施策を力強く展開しながら、自らの判断と責任による自主・自立をめざしたまちづくりを進め、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を創り上げることを基本とします。

こうした地域社会を創出するために、これまで2町村が永年にわたって進めてきた特色あるまちづくりを結集し、柿木村の「健康と有機農業の里づくり」と、六日市町の「人と自然にやさしい水源のまちづくり」の中に共通する基盤をもとにして新町の将来像を掲げ、その将来像の実現に向かって住民と行政が一体になってまちづくりを進めることとします。

その基盤となるのが、「自然」と「人」と「産業」です。

「自然」とは、高津川源流域の美しい森林と全国有数の良質を誇る清流高津川です。この清らかな川と水を育む森林を新町の財産として、将来にわたって誇りをもって守り続けることが大切です。この「自然」が一つ目のまちづくりの基盤となるものです。

「人」とは、まちづくりを担う人のことです。まちづくりは人づくりと言われますが、自分たちの住む地域を良くしようとして情熱を持って取り組む人たちがたくさんいる地域、そんな人たちがたくさんいることによってまちづくりが進みます。この「人」が二つ目のまちづくりの基盤となるものです。

「産業」とは、地域発展の原動力となるものです。産業の振興は、住民が社会生活を営むうえでかせない大きな要素であり、さまざまな手法による産業振興により、地域の活力を生み出し新町が発展します。この「産業」が三つ目のまちづくりの基盤となるものです。

以上、2町村が進めてきた特色あるまちづくりに共通する三つの基盤をもとにして、新町がめざす将来像を次のとおりとします。

#### 新町の将来像

**自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち**



## 2 将来像を実現するための三つの柱

新町の将来像を合併後10年間で実現するためには、「どんな目標を定めてまちづくりを進めるのか」という柱が必要となります。

その柱を次の三つとします。

### 3つの柱

**健康で安心して安全に暮らせる「まち」**

**活力に満ちた交流と定住の「まち」**

**住民が主役のいきいきとした「まち」**

#### (1) 健康で安心して安全に暮らせる「まち」

新町はこれからも豊かな森林とその森林が育てた清流高津川とともに歩いていきます。この水と緑の優れた自然環境の中で、人と自然が共生する快適な生活環境のさらなる形成を進めます。

そのキーワードが「循環」です。「循環」は、高津川源流域の自然を豊かな資源ととらえ、さまざまな活用策を講じることによって、住民の生活を物心両面から豊かにし、「人」と「自然」が共生するまちづくりのキーワードとなるものです。このキーワードを大切にしながら健康で安心して安全に暮らせる「まち」をめざします。

#### (2) 活力に満ちた交流と定住の「まち」

新町が自立発展し活力のあるまちとなるために、産業の振興と魅力ある雇用環境のさらなる形成を進めます。

そのキーワードが「定住」です。「定住」は、若者定住だけに止まらず、定年帰農による定住、交流人口の拡大による定住など、産業振興と連動させるまちづくりのキーワードとなるものです。このキーワードを大切にしながら活力に満ちた交流と定住の「まち」をめざします。

---

【キーワード】問題解決の鍵になる大事な言葉

【共生】生あるものが、互いにその存在を認め合って共に生きること

### (3) 住民が主役のいきいきとした「まち」

新町では行政区域が広がって住民の声が行政に届きにくくなることが懸念されます。一方、少子高齢社会の急激な進行に伴い、集落の維持が困難な地域もあらわれています。こうした状況を打開する方法として、住民自治活動を基盤とした地域づくりを進めます。

そのキーワードが「協働」です。「協働」は、住民と行政が協力し、一体となってまちづくりを進めるためのキーワードとなるものです。このキーワードを大切にしながら、「人」と「人」が共生する、住民が主役のいきいきとした「まち」をめざします。

### 3 まちづくりの方向

新町のまちづくりを進めるにあたって、第一に考慮しなければならない行政の課題は、効率的な行財政運営による健全な行財政基盤の確立です。

行政需要は、地方分権の進展に伴い、これから益々多様化・高度化していきますが、効率的で健全な行財政運営を行うことを基本に、限られた財源を有効に活用しながら新町のまちづくりを進めなければなりません。

この考え方をすべての土台として、新町の将来像を実現するための「まちづくりの方向（基本的な施策の方針）」を、次の五つとします。

#### （１）快適で安全に暮らせるまちづくり

人と自然が共生するまちづくりをめざして、有機農業の推進や水質浄化の取り組みをはじめとした自然環境の保全をはじめ、高津川源流域の豊かな自然を活用した循環型社会の形成に取り組みます。

また、効率的な生活交通体系や一体的な情報通信網の整備を行うとともに、道路や上下水道など生活基盤の整備を行い、快適な生活環境の形成をめざしたまちづくりを進めます。

同時に、消防防災体制のさらなる整備を図るなど、人々が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

#### （２）健康で安心して暮らせるまちづくり

新町で生活するすべての人々が、住みなれた家庭や地域において、健康で安心して暮らせることができるまちづくりをめざして、地域全体で支えあう福祉体制の整備を進めます。

また、保健・医療・福祉の総合的な連携を軸にした少子高齢社会に対応できる体制の整備を図るとともに、食の安全に努めるなど、健康で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

#### （３）魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり

魅力的で活力のあるまちづくりをめざして、多彩な産業の振興に取り組みます。とりわけ、地域資源を活かした内発的発展を図る産業振興に積極的に取り組むこととし、有機農業をはじめとした農林業の一層の振興を図りながら、交流人口の拡大やU Iターンなどの定住対策と連動させたまちづくりを進めるとともに農業後継者の育成に取り組みます。

また、現状の雇用環境の維持や新たな雇用環境の導入を図るために、地域の賑わいを創りだす商業の振興や、企業誘致や新産業の創出による工業の振興などに取り組み、魅力的で活力のあるまちづくりを進めます。

#### (4) 人と歴史を大切に暮らせるまちづくり

自ら学んだ成果を地域づくりで実践する人たちを大切にするまちづくりをめざして、生涯学習社会の形成に取り組みます。

生涯学習の取り組みにあたっては、次代を担う子どもたちを核にして学校教育と社会教育を融合させながら、創造的で、心豊かな、自尊心をもった人たちの育成をめざした多様な教育活動が展開できる環境づくりを進めます。

また、新町は古くから吉賀地方と呼ばれ、受け継がれてきた多くの伝統芸能や文化資源があります。その歴史を大切に暮らすまちづくりをめざして、永年にわたって育まれてきた地域固有の伝統芸能や文化を保存・継承・発展させる環境づくりを進めます。

#### (5) 協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり

新町で生活する人々は集落を基盤として暮らしています。その人々がいきいきと暮らせるまちづくりをめざして、それぞれの地域が今日まで自主的に築き上げてきた活動や制度などを大切にしながら、さらなる地域振興に取り組みます。地域振興にあたっては、少子高齢社会への対応をはじめとした将来を見通した住民自治の強化に取り組むなど、住民の英知を結集した地域づくりの中で、人と人が交流し、支えあい、共生することのできるまちづくりを進めます。

こうした住民自治活動を基盤とした地域づくりを進めながら、住民と行政の協働による住民が主役のいきいきとしたまちづくりを進めます。

## 第4章 新町のまちづくり施策

### 1 主要施策

新町の将来像を実現するためには、現在までの地域の課題などを踏まえたうえで、具体的な施策の展開が必要となります。住民の理解を得ながら、新町の将来像、将来像を実現するための三つの柱及びまちづくりの方向の五つに沿った以下の主要施策に取り組みます。

#### (1) 快適で安全に暮らせるまちづくり

快適で安全に暮らせるまちづくりを進めるため、以下の主要施策に取り組みます。

##### 自然と共生する環境づくり

- 環境と健康を守るため有機農業の推進に取り組みます。
- 清流高津川と豊かな森林を貴重な自然資源として後世に残していくため、住民参加を得ながら生態系の保護と治水機能の整備に取り組みます。
- 住民一人ひとりが自然を大切にするという意識の高揚を図るための啓発活動に努めます。
- 道路や河川の一斉清掃など、地域ぐるみの環境美化活動を推進するためのグループの育成と支援に努めます。
- 地球環境問題への啓発活動に努めながら、新エネルギーの活用に取り組みます。また、公用車の低公害車化や公共施設の省エネルギーに行政が率先して取り組みます。

---

【新エネルギー】1997年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、いわゆる「新エネ法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、燃料電池等をいう。

### 快適な生活環境の形成

- 循環型社会の形成に向け、ごみの減量化や再利用・再資源化に取り組みます。
- 環境保全と経費節減のため、行政が率先して資源の有効利用を行います。
- 廃棄物の収集・運搬・処分までの処理体制を充実し、不法投棄のない美しいまちをつくれます。

### 安全に暮らせる防災体制の充実

- 地域防災計画を策定します。あわせて自主防災組織の育成、緊急時の伝達手段の整備に取り組みます。
- 消防団の担い手の育成に努めるとともに、装備と活動の充実に取り組みます。
- 自然災害防止のため治山治水対策事業を推進します。

### 生活・交通安全・防犯対策の充実

- 消費者生活に関する相談受付機能を充実し、関係機関との連携を強化します。
- 交通安全の啓発活動に努めるとともに、歩道や交通安全施設の整備に取り組みます。
- 犯罪のないまちをつくるため、地域ぐるみの防犯体制の確立と運動の展開に努めます。

### 快適に暮らせる生活基盤づくり

- 情報を取得する機会充実を図るため、情報通信施設整備に取り組みます。
- 効率的で利用しやすい公共交通体系の構築に取り組みます。
- 上下水道などの未普及地区の解消と既存施設の水質改善に取り組みます。
- 国道及び県道の整備促進と、町道の整備に取り組みます。
- 公営住宅の整備に取り組みます。
- 住民財産保護のため地籍調査に取り組みます。

【主要施策】

主 要 施 策	主 要 施 策 概 要
自然と共生する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有機農業の推進</li> <li>● 生態系の保護と治水機能の整備</li> <li>● 自然保護を図る啓発活動の推進</li> <li>● 地域ぐるみの環境美化活動の推進</li> <li>● 新エネルギーの活用</li> <li>● 省エネルギーの推進</li> </ul>
快適な生活環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 循環型社会への取り組み</li> <li>● 環境保全と経費節減による資源の有効利用</li> <li>● 廃棄物処理体制の充実</li> </ul>
安全に暮らせる防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災計画の策定</li> <li>● 自主防災組織の育成</li> <li>● 情報伝達手段の整備</li> <li>● 消防団の担い手の育成</li> <li>● 消防装備と活動の充実</li> <li>● 治山治水対策事業の推進</li> </ul>
生活・交通安全・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者生活に関する相談受付機能の充実</li> <li>● 交通安全啓発活動の推進</li> <li>● 歩道や交通安全施設の整備</li> <li>● 防犯体制の確立と防犯運動の展開</li> </ul>
快適に暮らせる生活基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信施設整備</li> <li>● 効率的な公共交通体系の構築</li> <li>● 上下水道などの未普及地区の解消</li> <li>● 既存施設の水質改善</li> <li>● 国道及び県道の整備促進と町道の整備</li> <li>● 公営住宅の整備</li> <li>● 地籍調査の推進</li> </ul>

## ( 2 ) 健康で安心して暮らせるまちづくり

健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、以下の主要施策に取り組みます。

### 地域福祉の充実

- 地域福祉計画を策定し、住民・団体・行政が協働して地域福祉を推進します。
- 福祉専門職の確保に努めます。

### 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

- 高齢者の在宅での自立生活を支援する体制の強化と充実に努めます。
- 機能訓練事業をはじめとする介護予防事業に取り組みます。
- 痴呆性高齢者に対応できる、相談・支援・サービス体制の充実に努めます。
- 知識・経験を生かした生産活動や起業、同世代、異世代の交流など、社会参加と生きがい対策に努めます。

### 障害者が地域の中で一緒に暮らせるまちづくり

- 支援費制度の円滑な推進や相談支援体制などの充実に努めます。
- 自立を支援するために必要な施設整備の推進をするとともに、就学・就労の相談体制の充実に努めます。
- 障害者の社会参加や交流が積極的に行えるよう、住環境や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

### 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

- 既存施設を児童福祉の拠点として再整備し、相談・支援体制の充実に図り、児童虐待の防止などの啓発に努めます。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、保育時間の延長、学童保育、障害児保育などのサービスの充実に努めます。
- 子育て全般に関する相談体制の充実・支援に努めます。



### 世代に応じた保健予防活動の推進

- 疾病や障害の早期発見・早期治療をめざして、世代に応じたきめの細かい保健予防活動に取り組みます。
- 生活習慣病予防のため、各種検診事業の充実や疾病予防の啓発活動に取り組みます。

### 住民参加の健康づくり

- 健康づくり活動が継続して実施できるよう支援します。
- 地元の安全な食材を活用するなど、関係団体と連携しながら食生活改善に取り組みます。
- 既存の温泉やスポーツ施設などを有効に活用した住民の健康づくりに取り組みます。

### 保健・福祉・医療の連携と充実

- 地域住民活動も含めて、保健・福祉・医療の各部門が連携し、総合的サービス提供ができる体制をつくります。
- いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関と連携し医療体制の充実に努めます。
- かかりつけ医制度の定着を図り、医療費の適正化に努めます。
- 救急救命士の配置など救急体制の充実をめざします。

【主要施策】

主 要 施 策	主 要 施 策 概 要
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉計画の策定</li> <li>● 福祉専門職の確保</li> </ul>
高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅での自立生活を支援</li> <li>● 介護予防事業への取り組み</li> <li>● 相談・支援・サービス体制の充実</li> <li>● 社会参加と生きがい対策</li> </ul>
障害者が地域の中で一緒に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援体制の充実</li> <li>● 自立を支援するために必要な施設整備の促進</li> <li>● 就学、就労の相談体制の充実</li> <li>● 住環境や公共施設等のバリアフリー化の推進</li> </ul>
子どもを安心して産み育てられるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童福祉の相談・支援体制の充実</li> <li>● 児童虐待防止などの啓発運動の推進</li> <li>● 保育時間の延長、学童保育、障害児保育等のサービスの充実</li> <li>● 子育て全般に関する相談体制の充実・支援</li> </ul>
世代に応じた保健予防活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世代に応じたきめの細かい保健予防活動</li> <li>● 各種検診事業の充実</li> <li>● 疾病予防の啓発活動</li> </ul>
住民参加の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくり活動への支援</li> <li>● 食生活改善の推進</li> <li>● 温泉やスポーツによる健康づくり</li> </ul>
保健・福祉・医療の連携と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的サービス提供ができる体制の確立</li> <li>● かかりつけ医制度の定着</li> <li>● 医療体制の充実</li> <li>● 救急体制の充実</li> </ul>

### (3) 魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり

魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりを進めるため、以下の主要施策に取り組みます。

#### 地域資源を活かした産業振興と地域の自立

- 農林畜産業を新町経済発展の基盤として、有機農業をはじめとした環境負荷の軽減に配慮した産業の振興に取り組みます。
- 農業振興施策との整合を図りながら計画的な土地利用を図ります。
- 森林資源を活かした雇用を創出し定住を促進します。
- 高速交通網を活用した産業のネットワークづくりと流通販売サービスの体制の充実を図ります。
- 農林畜産業の発展を図るため、関係組織と連携するとともに関連産業を育成支援します。
- 圃場整備・農業用施設・基幹となる農林道など生産基盤の整備に取り組みます。

#### 元気な商工業の振興

- 魅力ある商店街づくりのための景観整備事業等に取り組むとともに商業活動の活性化を支援します。
- 地場産業の支援体制の充実を図るとともに、環境負荷の少ない企業の誘致に努めます。
- 空き店舗活用の研究を行います。

### 自然環境を活かした地域づくりと都市との交流

- 環境保全の役割を果たし、癒しの空間を提供してくれる山里景観を守り育む施策に取り組みます。
- 既存の観光交流施設の更なる活用を図り、地域食材を活用したグリーンツーリズムに取り組みます。
- 定年帰農や、U I ターンを促進するために住環境整備に取り組みます。

### 多様な起業化による自立促進

- 地域産業の担い手育成をめざして、地域資源を活かした住民起業を育成・支援します。
- U I ターンを推進し大胆な人材登用を図り、地域の可能性を引き出します。
- 高齢者、女性の起業化を図ります。

---

【グリーンツーリズム】 緑豊かな農山村地域において、農林業体験をするなど自然・文化・人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動

【主要施策】

主 要 施 策	主 要 施 策 概 要
<p>地域資源を活かした産業振興と地域の自立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境負荷の軽減に配慮した農林畜産業の振興</li> <li>● 計画的な土地利用</li> <li>● 森林資源活用による雇用創出</li> <li>● 産業ネットワークづくりと流通販売サービス体制の充実</li> <li>● 農林畜産業関連組織の育成</li> <li>● 関連産業の育成支援</li> <li>● 生産基盤の整備</li> </ul>
<p>元気な商工業の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店街づくりのための景観整備事業</li> <li>● 商業活動の活性化支援</li> <li>● 地場産業の支援体制の充実</li> <li>● 環境負荷の少ない企業誘致</li> <li>● 空き店舗活用の研究</li> </ul>
<p>自然環境を活かした地域づくりと都市との交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山里景観保全と活用</li> <li>● 既存の観光交流施設の更なる活用</li> <li>● 地域食材を活用したグリーンツーリズムの取り組み</li> <li>● 定年帰農や、U I ターン促進のための住環境整備</li> </ul>
<p>多様な起業化による自立促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源を活かした住民起業の育成</li> <li>● U I ターンの推進による人材登用</li> <li>● 高齢者、女性による起業化の推進</li> </ul>

## (4) 人と歴史を大切に暮らせるまちづくり

人と歴史を大切に暮らせるまちづくりを進めるため、以下の主要施策に取り組めます。

### 地域で育む生涯学習の推進

- すべての住民が、いつでも、どこでも、自由に学ぶことのできる学習機会の環境づくりに取り組めます。
- 自ら学んだ成果を地域づくりで実践する、生涯学習によるまちづくりに取り組めます。

### 多様な学校教育の推進

- 学校教育の中に地域の教育力を取り込みながら、子どもたちを育てる学社融合の教育活動を推進します。
- 人権・同和教育の取り組みを通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童・生徒の育成に努めます。
- 地域の特性を活かした中高一貫教育を推進します。
- 自から学び・考え・行動する児童・生徒の育成に取り組めます。
- 学校教育施設の整備充実に取り組めます。

### 心の豊かさを育む社会教育の推進

- 学社融合の教育活動を推進するため、地域の人材育成と活用に努めます。
- 社会教育を推進するリーダーの養成に努めるとともに、社会教育施設の整備充実に取り組めます。
- 高齢者の人材活用と地域参画に努めながら、世代間の交流を推進します。
- 学習機会の提供など公民館活動の充実努めます。

### 人権文化のあふれるまちづくり

- 地域の実情の的確な把握に努めながら、人権・同和問題の解決のための諸施策に取り組みます。
- 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをめざして、人権・同和教育や社会啓発活動に取り組みます。
- 人権・同和教育や社会啓発活動を推進する指導者の育成に取り組みます。

### 健康と連帯感を育む社会体育の推進

- 誰もが身近かに参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- スポーツ少年団やスポーツ愛好会の育成に努めるとともに、その活動を支援します。
- 学校体育との融合を推進し、一貫したスポーツ指導体制の確立に努めます。
- 社会体育施設の整備充実に取り組みます。

### 郷土で育み継承する文化振興の推進

- 芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めるとともに、住民の芸術・文化活動を支援します。
- 文化財の保護・活用に努めるとともに、地域固有の伝統芸能や文化の保存・継承を支援します。

【主要施策】

主 要 施 策	主 要 施 策 の 概 要
地域で育む生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習機会の環境づくり</li> <li>● 生涯学習によるまちづくり</li> </ul>
多様な学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学社融合の教育活動の推進</li> <li>● 人権・同和教育の推進</li> <li>● 中高一貫教育の推進</li> <li>● 創造的で心豊かな児童・生徒の育成</li> <li>● 学校教育施設の整備充実</li> </ul>
心の豊かさを育む社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学社融合の教育活動の推進</li> <li>● 社会教育リーダーの養成</li> <li>● 社会教育施設の整備充実</li> <li>● 高齢者の人材活用・世代間交流の推進</li> <li>● 公民館活動の充実</li> </ul>
人権文化のあふれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権・同和対策の推進</li> <li>● 人権・同和教育、啓発の推進</li> <li>● 指導者の育成</li> </ul>
健康と連帯感を育む社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> <li>● スポーツ少年団、スポーツ愛好会の育成・支援</li> <li>● スポーツ指導体制の確立</li> <li>● 社会体育施設の整備充実</li> </ul>
郷土で育み継承する文化振興の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 芸術・文化の鑑賞機会の充実・支援</li> <li>● 文化財の保護・活用</li> <li>● 伝統芸能や文化の保存・継承</li> </ul>



## ( 5 )協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり

協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、以下の主要施策に取り組みます。

### 住民自治を基盤としたまちづくり

- 歴史あるコミュニティを中心とした地域の活動を支援します。
- 住民自治の強化を目指して、地域自治区を設置するとともに、地区組織の充実を図ります。
- 公民館を拠点とした住民自治活動を推進するとともに、コミュニティ施設の整備に取り組みます。
- 各種団体・組織のネットワーク化を推進し、地域間交流や世代間交流による地域づくりに努めます。

### 住民と共に築く参画と協働のまちづくり

- 住民と行政が一体となってまちづくりを進めるための基盤となる「まちづくり基本条例」を制定します。
- 迅速な情報提供と適正な情報公開のシステムの構築に取り組みます。
- 個人情報保護制度の確立に取り組みます。
- まちづくりボランティア活動やNPO、地域の団体を支援・育成します。
- 広聴会や地域座談会、ワークショップ等の住民参画システムの整備に取り組みます。

### 男女がともに担う地域づくり

- 男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画計画」を策定します。
- 男女共同参画社会に向けて、学習・啓発活動を推進します。
- 女性の政策等の立案や決定への参画機会の拡大に努めます。

---

【NPO】政府・自治体・私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利組織、非営利団体、民間非営利団体

【主要施策】

主 要 施 策	主 要 施 策 の 概 要
住民自治を基盤としたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動の支援</li> <li>● 地域自治区の設置と地区組織の充実</li> <li>● 公民館を拠点とした住民自治活動の推進</li> <li>● コミュニティ施設の整備</li> <li>● 地域間交流や世代間交流による地域づくり</li> </ul>
住民と共に築く参画と協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「まちづくり基本条例」の制定</li> <li>● 情報公開のシステムの構築</li> <li>● 個人情報保護制度の確立</li> <li>● ボランティア活動やNPO、地域の団体の支援・育成</li> <li>● 住民参画システムの整備</li> </ul>
男女がともに担う地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「男女共同参画計画」の策定</li> <li>● 学習・啓発活動の推進</li> <li>● 女性の参画機会の拡大</li> </ul>

## 2 重点施策

新町の将来像を実現するため、まちづくり方向の五つに沿った主要施策の中から、新町の速やかな一体性、特色あるまちづくりなど合併の効果を最大限に引き出すため、合併後10年間に於いて進める重点施策は以下に示すとおりとします。

### (1) 情報通信施設の整備

情報化社会といわれる中で、地理的な地域間格差は大きくなっています。情報を取得する機会の充実を図るため、高度情報通信技術を活用した施設の整備を促進し、地域情報の受信・発信、福祉や医療サービス、生涯学習、防災情報、難視聴地域の解消などへの活用を促進します。

重点施策	事業概要
情報通信施設の整備	● 高度情報化事業の推進
	● 携帯電話などの移動系情報通信網の整備
	● 情報通信網を利用した地域内情報の共有、福祉・医療、生涯学習、防災情報への活用推進

### (2) 住民参加の健康づくり

生涯を通じて、心身ともに健康な生活が確保される地域社会の実現をめざし、世代に応じ一人ひとりが生活習慣を改善し、積極的に健康増進が図れるよう、地域や学校、職場における健康づくり活動を推進します。

各種健康診断や健康相談などの保健事業を展開するとともに、健康づくりを推進するための体制整備を充実します。

重点施策	事業概要
住民参加の健康づくり	● 世代に応じた保健予防活動の推進
	● 地域食材を活用し、関係団体と連携した食生活改善への取り組み
	● 既存の温泉施設、スポーツ施設を活用した健康づくりの推進と体制の充実
	● 保健・福祉・医療の各部門の連携による総合的サービス体制の確立

### ( 3 ) 地域資源を活かした産業の振興

消費者の「安全・安心意識」の高まりに見られるように、農林畜産業には環境保護としての役割も求められています。反面、多様化する消費傾向、生活形態の変化による消費減少などに対応するために極めの細かい施策も必要となっています。

そうした中で、担い手の確保を最重点課題として、地域資源を活かした農林畜産業の振興に取り組みます。

重点施策	事業概要
地域資源を活かした産業の振興	● 有機農業をはじめとした環境負荷軽減に配慮した農林畜産業の推進
	● 安全・安心な食料の供給産地としてのブランド化の確立
	● 地域資源を活かした加工・販売体制の確立
	● 集落営農の推進
	● 森林資源を活用した雇用の創出

### ( 4 ) 生涯学習によるまちづくり

生涯学習によるまちづくりを進めるため、様々な生涯学習の施策に取り組みます。取り組みにあたっては、生涯学習施策は総合行政であるとの認識にたって、行政内に生涯学習の推進体制を整備します。

また、「まちづくりは人づくり」との考え方を基本にして、学習を通じた人づくり、指導者づくりを進めます。

重点施策	事業概要
生涯学習によるまちづくり	● 生涯学習推進体制の整備
	● 世代に応じた学習機会の提供
	● 情報提供、学習成果の評価・活用、学習団体・グループの育成など学習活動の支援

## ( 5 ) 住民自治の振興と協働のまちづくり

地域自治区の設置や地区組織の充実を図るとともに、住民自治活動を支援するための行政機構の整備を行い、公民館を拠点とした住民自治を振興します。

また「まちづくりの主体は住民である」との住民自治の理念を新町の姿勢として明確にし、まちづくりのための基本的な考え方や仕組みを定める「まちづくり基本条例」を制定し、住民と行政の協働のまちづくりを進めます。

重点施策	事業概要
住民自治の振興と協働のまちづくり	● 地域自治区（柿木村）の設置及び地区組織の充実
	● 住民自治を推進する行政機構の整備
	● 「まちづくり基本条例」の制定

### 3 行財政運営の効率化

健全で効率的な行財政運営を行うことを基本とした新町のまちづくりを進めるため、以下の施策に取り組みます。

#### 行政運営の効率化

- 庁舎内、庁舎間及び公共施設の情報ネットワーク化を図ります。
- 施策に基づく事業の評価を行う、行政評価制度を導入します。

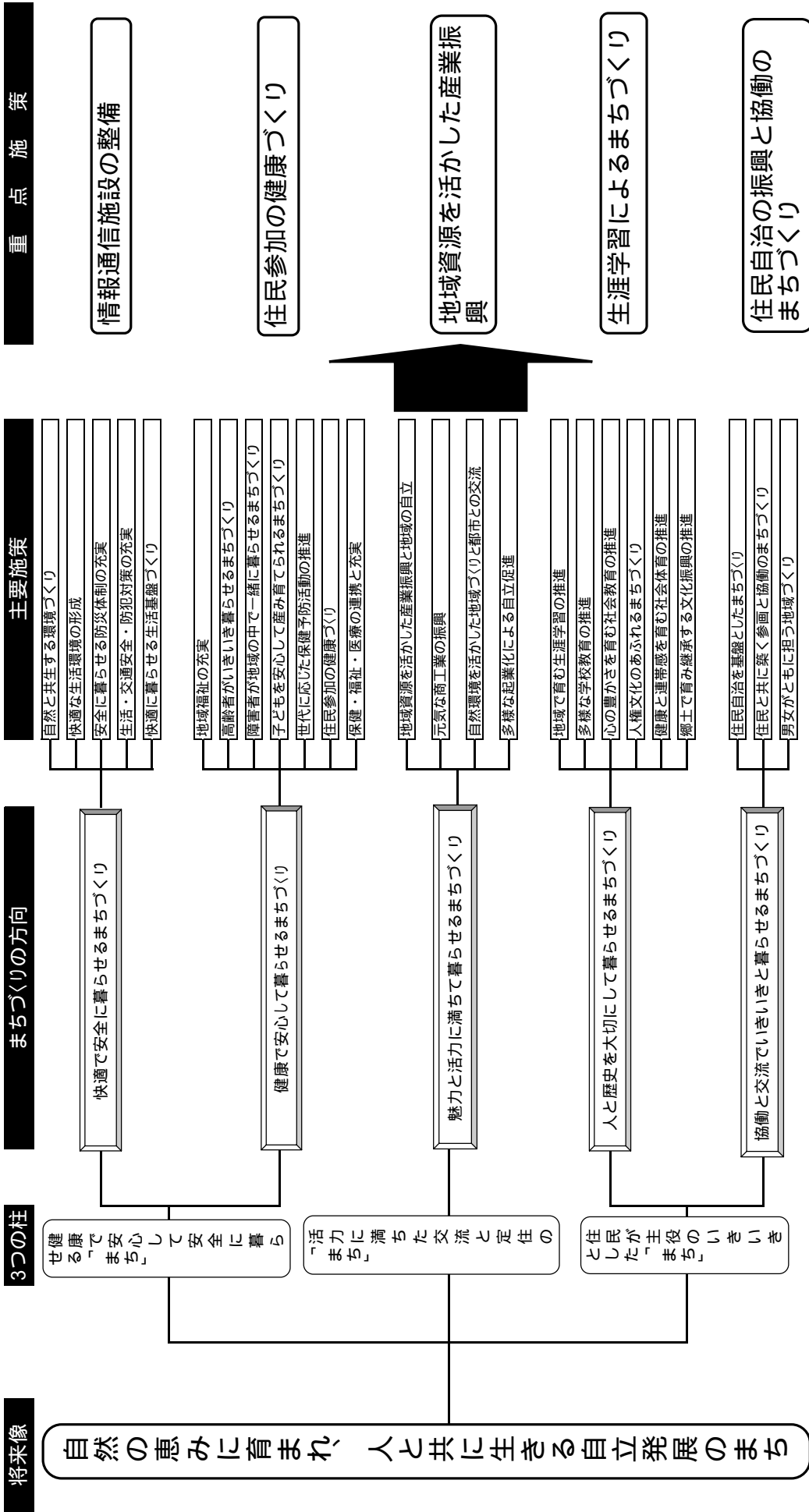
#### 財政運営の効率化

- 財政計画に基づく事業を推進するとともに、定期的に財政分析を行います。
- 財政構造の健全化や財源の拡充強化に取り組み、計画的な財政運営を行います。

#### 【主要施策】

主要施策	主要施策概要
行政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 庁舎内、庁舎間及び公共施設の情報ネットワーク化</li><li>● 行政評価制度の導入</li></ul>
財政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 財政計画に基づく事業の推進</li><li>● 定期的な財政分析</li><li>● 財政構造の健全化と財源の拡充強化</li></ul>

新町まちづくり計画全体体系図



## 第5章 新町における県事業の推進

### 1. 建設計画期間中の推進事業

新町において、新しいまちづくりを推進していくためには、島根県との連携や協力が不可欠であります。

特に道路、河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、治山、農業・農村基盤整備に係る事業については、島根県が主体となる事業が多く、新町においても島根県と一体となって取り組む必要があります。

下記の県事業については、引き続き、円滑かつ着実に実施されるよう調整をすすめていきます。

項 目	事 業 名	実 施 箇 所
国道の整備	国道 187 号交通安全事業	柿木～大野原地区 (柿木村大字柿木～大野原)
		白谷地区 (柿木村大字白谷)
		下須地区 (柿木村大字下須)
		真田工区 (六日市町大字真田)
県道の整備	(主)新南陽日原線改良事業	柿木地区 (柿木村大字柿木)
	(主)新南陽日原線交通安全事業	柿木～福川地区 (柿木村大字柿木～福川)
	(主)六日市錦線改良事業	初見地区 (六日市町大字田野原)
	(主)六日市錦線交通安全事業	有飯工区 (六日市町大字六日市～有飯)
		田野原地区 (六日市町大字田野原)
		蔵木工区 (六日市町大字蔵木)
(主)六日市匹見線改良事業	上高尻～郡界地区 (六日市町大字上高尻)	
(一)柿木山口線改良事業	椀谷～県界地区 (柿木村大字椀谷)	



項 目	事 業 名	実 施 箇 所
河川の整備	高津川広域基幹河川改修事業	六日市町大字立戸～六日市
	高津川河川緊急整備事業	月瀬地区 (柿木村大字大野原)
		畑詰地区 (六日市町大字九郎原)
砂防、急傾斜地崩壊対策	杉山谷川砂防事業	柿木村大字白谷
	福川川(椈谷ダム)県単砂防事業	柿木村大字椈谷
	重則川砂防事業	六日市町大字九郎原
	立河内川砂防事業	六日市町大字立河内
	栗木地区急傾斜地崩壊対策事業	柿木村大字福川
	島ヶ原地区急傾斜地崩壊対策事業	柿木村大字白谷
	三ノ瀬地区急傾斜地崩壊対策事業	柿木村大字福川
	椈谷地区急傾斜地崩壊対策事業	柿木村大字椈谷
	柿木谷地区急傾斜地崩壊対策事業	柿木村大字下須
	光長地区急傾斜地崩壊対策事業	六日市町大字注連川
	立河内上地区急傾斜地崩壊対策事業	六日市町立河内
治山対策	山地治山事業	全域
	保安林整備事業	
	水土保持治山事業	
農林の振興	中山間地域総合整備事業	鹿足地区

(主): 主要地方道

(一): 一般県道

## 2. 実現に向けて取り組む県事業

合併協議会で県事業として実施していくことの重要性が確認されている下記事業は、引き続き、県との協議をすすめ、その実施に向け早急に取り組みます。

項 目	事 業 名	実 施 箇 所
河川の整備	福川川河川緊急整備事業	三ノ瀬地区 (柿木村大字福川)
	立河内川河川緊急整備事業	六日市町大字立河内

## 第6章 公共施設の統合整備

### 公共施設の統合整備の方針

教育・文化・福祉・社会教育等の公共施設の統合整備と適正配置については、特に住民生活との関わりが深いものであることから、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、あるいは財政事情を考慮しながら検討することが重要です。

また、新たな公共施設を整備する場合には、施設の目的や効果・効率性と費用対効果及び財政への影響など、様々な面から十分検討することや既存施設の有効活用方策を含め、効率的な整備に努めます。

## 第7章 財政計画

財政計画は、平成17年から平成27年までの11年間の財政運営指針として、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績、国の地方財政計画等の動向を踏まえ、今後も健全な財政運営を行うことを基本に普通会計ベースで算定しています。

作成にあたっては、現行制度を基本に、合併による歳入歳出効果等を反映させているほか、合併に係る地方財政措置を見込んでいます。

### 【歳入】

#### (1) 地方税

地方税については、標準税率などを用いて算定しています。

#### (2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債事業に係る交付税措置を見込んでいます。

#### (3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金については、過去の実績や歳出との関連、県支出金については、補助金等の削減を考慮して算定しています。また、合併に係る財政支援（合併市町村支援交付金）を見込んでいます。

#### (4) 繰入金

合併特例事業による基金造成については、平成19年度から平成23年度の5年間で行うこととし、この基金については運用利益のみ取り崩すこととしています。

#### (5) 地方債

地方債については、新町まちづくり計画による普通建設事業に伴う所要額と、臨時財政対策債振替相当額を算入しています。

#### (6) その他

過去の実績を基に算定しています。

## 【歳出】

### ( 1 ) 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することにより、一般職員数を10年間で2割程度削減するとともに、給与費の抑制を見込んでいます。  
また、議員定数は地方自治法に規定された18人で算定しています。

### ( 2 ) 物件費

合併による効果及び財政運営効率化による削減を見込んでいます。

### ( 3 ) 扶助費

合併による効果及び財政運営効率化による削減を見込んでいます。

### ( 4 ) 補助費

合併による効果及び財政運営効率化による削減を見込んでいます。  
また、一部事務組合については過去の実績及び今後の計画を考慮していません。

### ( 5 ) 普通建設事業費

新町まちづくり計画に位置付けられた事業や、その他の普通建設事業を見込んでいます。

### ( 6 ) 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、新町まちづくり計画に位置付けられた事業等により、新たに借入れする地方債に係る償還予定額を見込んでいます。

### ( 7 ) 繰出金

過去の実績を基に、高齢化の進行や施設整備に係る地方債の償還予定額等を考慮して見込んでいます。

### ( 8 ) その他

その他のものについては、平成16年度決算見込額を基本としていますが、臨時的なものについてはその影響を考慮しています。

**財 政 計 画**

**【歳入】**

(単位：百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	496	486	484	481	479	477	472	468	464	459	455
地方譲与税・交付金等	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
地方交付税	3,439	3,317	3,219	3,075	3,006	2,999	2,840	2,692	2,724	2,669	2,583
分担金及び負担金	160	70	70	70	80	80	80	80	80	80	80
使用料・手数料	93	95	95	96	96	98	98	99	99	100	100
国・県支出金	1,185	532	563	564	511	473	488	455	462	448	444
繰入金	20	125	216	216	211	199	248	108	82	34	0
地方債	1,144	805	1,384	1,315	1,157	974	937	675	691	670	663
その他	177	147	137	136	136	136	136	131	131	131	131
歳入合計	6,924	5,787	6,378	6,163	5,886	5,645	5,509	4,917	4,943	4,800	4,665

**【歳出】**

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	1,017	939	942	917	900	883	919	911	861	849	828
物件費	725	560	531	519	519	519	519	519	519	519	519
扶助費	451	435	435	435	435	435	435	435	435	435	435
補助費等	687	587	608	628	628	628	628	624	624	605	605
普通建設事業費	1,296	717	1,165	1,091	879	656	650	529	554	523	516
公債費	1,937	1,852	1,763	1,615	1,570	1,562	1,404	1,196	1,256	1,222	1,108
繰出金	594	642	689	714	711	718	722	661	649	602	575
その他	217	54	244	244	244	244	232	44	44	44	79
歳出合計	6,924	5,787	6,378	6,163	5,886	5,645	5,509	4,917	4,943	4,800	4,665

**【収支】**

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基金取崩額	20	125	216	216	211	199	248	108	82	34	0
基金積立額	174	11	201	201	201	201	189	1	1	1	36
基金残高	1,444	1,329	1,314	1,299	1,288	1,289	1,229	1,122	1,040	1,007	1,042
【地方債】 現在高	12,818	12,000	11,817	11,705	11,479	11,075	10,789	10,448	10,059	9,679	9,399

**【財政指標】**

経常収支比率	98.1	94.5	94.0	91.8	91.6	91.1	90.6	87.0	85.9	84.8	82.3
起債制限比率	16.7	17.8	18.6	18.2	17.3	16.3	15.1	13.0	11.4	10.5	10.0

端数整理の影響により内訳の数値合計と合計値とが一致しないことがあります。